

第9回 府中市農業委員会総会議事録

1 開 会 平成30年3月23日（金）午後1時56分

閉 会 平成30年3月23日（金）午後2時40分

場 所 市役所北庁舎3階第5会議室

2 会議録署名委員

19番 市川耕作委員 20番 小牧直子委員

17番 石坂脩委員（会長）

3 出席委員

1番 朝倉泰則委員

2番 千金楽千詠委員

3番 田中繁委員

4番 榎本重雄委員

5番 志水清隆委員

6番 戸塚孝委員

7番 川辺初太郎委員

8番 都築一委員

9番 菊池伸明委員

10番 小林茂委員

11番 平田佳子委員

12番 澤井泰造委員

13番 田中仁志委員

14番 伊藤久夫委員

15番 筒井敏彦委員

16番 河内邦男委員

17番 石坂脩委員

18番 松村良夫委員

19番 市川耕作委員

20番 小牧直子委員

4 議 長

17番 石坂脩委員（会長）

5 事務局（説明員）

小柴靖也局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 樫澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
 - (1) 平成30年度府中市農業委員会等主な事業予定について
 - (2) 3月度活動報告について
 - (3) 次回以降の開催日
 - (4) その他

午後 1 時 5 6 分開会

○議長（石坂委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第 9 回府中市農業委員会総会を開会します。

本日は、全員の方が出席しています。

会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番で指名させていただきます。よろしいでしょうか。（異議なしの声）

ご異議がないようですので、本日は、19 番、市川委員さん、20 番、小牧委員さんをお願いいたします。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。

報告件数は 5 件です。第 1 項から第 5 項の説明を、事務局からお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇の〇、300 平方メートル。届出書が到達した日は、平成 30 年 2 月 22 日、転用の目的は専用住宅となっています。

2 ページの案内図は当該地を示しております。

第 2 項、届出者は第 1 項と同じ〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇の〇、938 平方メートルの内の 346 平方メートル。届出書が到達した日は、平成 30 年 3 月 1 日、転用の目的は駐車場となっています。

なお、こちらは過去に駐車場を目的に筆の一部の転用を 2 回行っており、今回で筆全部が駐車場への転用となりました。

4 ページの案内図は当該地を示しております。以上、第 1 項第 2 項の現地の確認は都築委員さんをお願いしています。

第 3 項、届出者は西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は西府町〇の〇〇の〇〇、178 平方メートル。届出書が到達した日は、平成 30 年 2 月 23 日、転用の目的は専用住宅となっています。

6 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

第4項、届出者は本宿町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇、土地の所在は本宿町〇の〇の〇、204平方メートル。届出書が到達した日は、平成30年3月1日、転用の目的は駐車場となっています。

8 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

第5項、届出者は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は西府町〇の〇〇の〇、509平方メートル。届出書が到達した日は、平成30年3月13日、転用の目的は共同住宅となっています。

10 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川委員さんをお願いしています。以上よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項第2項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、3月17日に現地を確認してきまして、第1項第2項とも問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、いつも通るところなので見ておりますが、昨日改めて見てきました。もう工事が始まっていました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、現地は3月19日に確認してきました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第5項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、19日に現地をみてきました。すでにアパートが建っており、一部入居もしていました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他にご意見等ございますか。（「異義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項については報告を了承することといたします。

次に「第2号議題 報告 農地の転用届出のための権利移動届出について」を議題とします。

報告件数は6件です。第1項から第6項の説明を、事務局からお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は宮町○の○○の○○、株式会社○○○○、代表取締役○○○○、譲渡人は南町○の○○の○、○○○○○、江戸川区南葛西○の○の○の○○○、○○○○○○○、○○○○、南町○の○の○○、○○○○、南町○の○○の○、○○○○、土地の所在は南町○の○○の○、○○の合計2筆、777平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年2月22日、転用の目的は建売住宅8棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、小林委員さんをお願いしています。

第2項、譲り受け人は武蔵野市境○の○の○、株式会社○○○○、代表取締役○○○○、譲渡人は分梅町○の○○の○○、○○○○、土地の所在は分梅町○の○○の○，○，○○の合計3筆、538.69平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年3月2日、転用の目的は建売住宅3棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、石阪会長さんをお願いしています。

第3項、譲り受け人は小柳町○の○○の○、○○○○○○○○○○株式会社、代表取締役○○○○○、譲渡人は小平市鈴木町○の○○○○の○○、○○○○株式会社、代表取締役○○○○、土地の所在は本宿町○の○○の○、485平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年3月6日、転用の目的は共同住宅兼店舗となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしています。なお、本件は、昨年5月に○○○○が建売住宅を建てる計画で転用届が出された場所ですが、○○○○○○○○○○が自ら共同住宅兼店舗を建てたいとの強い要望から再度の転用となったものです。

第4項、譲り受け人は小平市鈴木町○の○○○○の○、○○○○株式会社、代表取締役○○○、譲渡人は押立町○の○○の○○、○○○○○、土地の所在は押立町○の○○の○，○○の合計2筆、505平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年3月9日、転用の目的は建売住宅4棟となっております。

8 ページの案内図は当該地を示しております。

第5項、譲り受け人は小平市鈴木町○の○○○の○○、○○○○株式会社、代表取締役○○○○、譲渡人は第4項と同じ○○○○○、土地の所在は押立町○の○○の○、102平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年3月9日、転用の目的は建売住宅1棟となっております。

10ページの案内図は当該地を示しております。以上の第4項、第5項の現地の確認は、榎本委員さんをお願いしています。

第6項、譲り受け人は武蔵野市境○の○の○、株式会社○○○○、代表取締役○○○○、譲渡人は宮町○の○○の○、○○○、土地の所在は新町○の○○の○、325平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成30年3月12日、転用の目的は建売住宅3棟となっております。

12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、3月18日に現地を確認してきました。現況はきちんと耕運され、きれいになっていました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項は私です。ここは前回の相続で農地転用した残りの部分ですが、今回の相続で手放すことになったようです。やむを得ないと思います。第3項、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、こちらも3月19日に現地の確認をしてきました。現況は更地のままで問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第4項、第5項、榎本委員さん如何ですか。

○委員（榎本委員） はい、現地を見てきましたが両方ともきちんと管理されていて、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第6項、菊池委員さん如何ですか。

○委員（菊池委員） はい、日頃から丁寧に作業されているのが見受けられ、きれいでした。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。

○委員（松村委員） はい、第3項の届出は所有権の移動ということですか。

○委員（河内委員） それと、前回の転用で地目が変更されていないので、届出が

○事務局（樺澤事務職員） はい、本件は昨年５月に○○○○が建売住宅を建てる計画で転用届が出され、所有権を得て営業活動をしていたところ、○○○○○○○○○○○○が自ら共同住宅兼店舗を建てるための土地として購入したいとの申出を受けたとのこと。しかし、所有権移転のためには地目が農地のままでは登記所が受け付けませんので、地目変更をする必要がありますが、当該地は誠賀建設が土地に何の手も加えていないので地目変更ができません。従いまして、再度の転用届出となったものでございます。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項の報告を了承することといたします。

次に、「第３号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は１件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する
適格者証明について

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、特例適用農地は、南町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇、矢崎町〇の〇〇の〇の合計 10 筆、田と畑を合せて、5,309 平方メートル。

2 ページから 4 ページは〇〇氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5、6 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は小林委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第１項、小林委員さん如何ですか。

○委員（小林委員） はい、３月１８日に現地を確認してきました。きれいに耕運され、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項については、証明することにいたします。

次に、「第４号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は４件です。第１項から第４項の説明を、事務

局からお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、若松町○の○の○、○○○○、被申出者、主たる従事者、同所、○○○○、買取り申出地は若松町○の○の○、○○の○、小柳町○の○の○、○の合計4筆、畑と田を合せて1, 619平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、白糸台○の○の○、○○○○、被申出者、主たる従事者、同所、○○○○○、買取り申出地は白糸台○の○の○○, ○○, ○○、小柳町○の○の○の○の合計4筆、畑、1, 284平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、本宿町○の○の○、○○○○、○○○○○、本宿町○の○の○、○○○○○、被申出者、主たる従事者、本宿町○の○の○、○○○○、買取り申出地は日新町○の○の○, ○, ○, ○、○○の○、○○の○の合計6筆、田と雑種地を合せて1, 216. 17平方メートル。

第4項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、四谷○の○の○、○○○○、被申出者、主たる従事者、同所、○○○○、買取り申出地は四谷○の○の○○, ○○の合計2筆、田、759平方メートル。

3、4ページは○○氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いをしております。

7、8ページは○○氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、9ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、戸塚委員さんをお願いをしております。

10から12ページは○○○○氏他2名から提出された証明願、○○氏を含めた3名の記名、捺印、買取り申出生産緑地の明細書で、13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いをしております。

14、15ページは○○氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、16ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川委員さんをお願いをしております。以上、よろしくお願いします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、19日に現地を確認してまいりました。5ページ左側の当該地はぶどう、大根、菜花など自家消費的野菜が植えてありました。右側の当該地は柿が植えてありました。6ページの当該地は桃の幼木が植えてありました。いずれももう少し肥培管理をしてほしい状況ですが、昨年相続がありましたのでやむを得ないと思います。

○議長（石坂委員） はい、第2項、戸塚委員さん如何ですか。

○委員（戸塚委員） はい、20日の日に現地の確認をしてきました。両方とも果樹が植えてあり適正に管理されていました。

○議長（石坂委員） はい、第3項、朝倉委員さん如何ですか。

○委員（朝倉委員） はい、こちらも19日に確認に行きました。全体が田んぼになっていまして、今は稲刈りが終わった状況で、きれいになっていました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、市川委員さん如何ですか。

○委員（市川委員） はい、18日の日に現地を見てまいりました。今まで田んぼとして使っていましたが、1月相続が発生し、買取申請に至ったものと思われます。相続のためなので、やむを得ないと思われます。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項から第4項については、証明することいたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は7件です。

今回は、第1項から第4項までと第5から第7項までの2回に分けて審議をしたいと思います。

まず第1項から第4項までの説明を、事務局からお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成27年3月13日から平成30年2月19日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は多磨町〇の〇〇の〇、〇

の合計2筆、畑、1，700.70平方メートル。

第2項、次の者が平成27年3月13日から平成30年2月25日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇の合計4筆、畑、1，632.79平方メートル。

第3項、次の者が平成27年2月18日から平成30年3月1日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、片町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、2ページに移りまして、土地の所在は片町〇の〇〇の〇、〇、〇、美好町〇の〇〇の〇、〇、〇、美好町〇の〇〇の〇、〇の合計8筆、畑、2，728.58平方メートル。

第4項、次の者が平成30年3月8日までの3年間、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇の合計13筆、畑、5，438.30平方メートル。

なお、この第4項につきましては、3年前の継続届出書が税務署より〇〇さんに送られてきた形跡がなく、従いまして、農業委員会が証明した記録がないことから、証明期間については先ほどのような表現にしております。また、〇〇さんは調布にも納税猶予の農地がありまして、調布でも3年前の証明をしていないとのことから、同じような対応をしていますので、ご承知おきください。

4ページに移りまして、4ページから6ページは、〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

7ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしています。

8ページから10ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

11ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。

12ページから15ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で柿、栗、キウイなどを生産しています。

16、17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂会長さ

んにお願いしています。

18ページから22ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

23ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸塚委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） はい、3月12日に現地の確認をしました。肥培管理がよくできていて問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、第4項、戸塚委員さん如何でしょうか。

○委員（戸塚委員） はい、第2項〇〇さんは毎日畑に出ています、畑もきれいになっています。第4項〇〇さんも一生懸命やっていて肥培管理もよく、問題ありません。

○議長（石阪委員） 第3項は私の担当です。現地の確認に行きましたが、耕作状況はあまり良くありませんでした。耕作をする一人の体調が悪くなるなどの事情があったようですが、本人によく耕作するように注意しました。今回は証明することにしたいと思いますが、今後、耕作状況の確認を適宜行っていきたいと思います。

ここまでで、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご意見等がないようですので、第1項から第4項については、証明することにいたします。

次に、第5項から第7項ですが、この3件は〇〇委員さんが関係人となりますので、審議の間、〇〇委員さんに席を外していただきたいと存じます。

（〇〇委員退席）

○議長（石阪委員） それでは、第5項から第7項までの説明を、事務局からお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、それでは、第5号議題、2ページに戻りまして、第5項、次の者が平成27年4月17日から平成30年3月8日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、3ページに移りまして、南町〇の〇〇の〇、〇の合計5筆、田と畑を合せて1,625平方メートル。

第6項、申請期間、申請者の住所とも第5項と同じで、申請者は〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、南町〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計4筆、田と畑を合せて1, 660平方メートル。

第7項、申請期間、申請者の住所とも第5項と同じで、申請者は〇〇〇〇、土地の所在は南町〇の〇〇の〇〇、本町〇の〇〇の〇の合計2筆、畑、1, 348.02平方メートル。

24ページに飛びまして、24ページから26ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

27、28ページの案内図は当該地を示しております。

29ページから32ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

33、34ページの案内図は当該地を示しております。

35ページから37ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

38ページの案内図は当該地を示しております。以上の第5項から第7項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。第5項から第7項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、第5項、6項、7項をまとめて報告させていただきます。3月17日に現地の確認をしてまいりました。27ページの当該地はねぎ、野菜等を栽培していました。28ページはハウス4棟で、野菜を栽培していました。33ページはハウス6棟で野菜の栽培をしています。また、34ページはハウス2棟で野菜を栽培し、38ページの上の方はトラクターで耕運され、きれいになっていました。下の方は玉ねぎ、ほうれん草等の野菜を栽培していました。すべてにおいて肥培管理が良く問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第5項から第7項については、証明することになります。

〇〇委員さんがお戻りになられるまで、少しお待ちください。

（〇〇委員着席）

○議長（石坂委員） 〇〇委員さん、第5項から第7項は証明することになりました。

たので、お伝えいたします。

次に、8「その他」に入ります。(1)「平成30年度府中市農業委員会等主な事業予定について」、(2)「3月度活動報告について」及び(3)の「次回以降の開催日」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局(佐伯事務職員) はい、会長、それでは、資料1をご覧ください。

平成30年度の府中市農業委員会等の主な事業予定ですが、4月から来年3月までの、今日現在で予定されている事柄を一覧表にさせていただきました。両面になっておりますのでご注意ください。

前年度と大きな変更等はありませんが、これ以外にも、年度途中に計画される事業等もありますので、その場合も速やかにご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次に、資料2をご覧ください。

3月の活動報告ですが、前回の農業委員会総会が2月23日に開催され、農地法の5条の届出が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件、その他を審議していただきました。

2月27日、28日には農業委員会会長情報連絡自主研修会が開催され群馬県農業会議会長との意見交換や視察が行われ、石阪会長が出席されました。

3月に入りまして、2日には、主任職員協議会・職員研究会役員会が農業会議で開催され、今後の農業委員会・農業会議提携活動の推進のため協議が行われ、事務局が出席いたしました。

16日は東京都農業会議の第122回通常総会及び12回常設審議委員会が開催され、30年度の事業計画等が協議され、石阪会長、小柴事務局長が参加いたしました。

20日には、農業簿記講習会が市役所3階会議室で開催され、4名の方に参加していただきました。

次に、次回以降の総会の日程ですが、4月は23日、月曜日、午後4時から同場所で開催させていただきますので、出席をお願いいたします。

なお、5月の開催は、22日火曜日を予定しておりますので、併せてご承知おきください。

○議長(石阪委員) 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。

私は2月27日、28日に群馬県の農業会議の会長さんで、前橋市の農業委員会

の会長さんがキュウリ栽培をやっている農園の見学をしてきました。施設は約一町歩以上あり、従業員はパートを含め12、3人で、年間を通して出荷しているそうです。キュウリは全部節なりで、節によっては2本なったりするそうです。定植して約一ヶ月で出荷できるようになり、1本当たり150本収穫するそうです。凄い規模でやっていました。面積が大規模なのでA重油を使って暖房していますが、私が使っている単価と10円も違うので、これだけ単価が違うほど桁違いに多い量を使っているのだなと感じました。群馬県の会長、前橋市の会長を担いながらの営農で、すばらしいなと感じました。

他に、委員さんから何かありますか。(…)

委員さんからは、ないようなので、事務局から何かありますか。

○事務局（佐伯事務職員） はい、会長、引き続き、お手元にお配りさせていただいている資料ですが、日ごろお願いしております、活動記録カード1冊と推進要領ですので、30年度も引き続きお願いします。

次に、何回かお配りしていますが、東京都農業会議から30年度行事日程表の2月26日現在の表が届きましたのでご覧ください。

最後に、お花見会の開催案内をお配りいたしましたが、前回の総会でも若干お話をさせていただいております、29年度のお花見会ですが、4月23日、月曜日の午後5時30分から伊勢丹9階のバンケットルームで開催いたしますので、ご参加をお願いします。

当日は、皆様方の他に平成29年度に各農業分野で、めでたく受賞された方々をお招きして、お祝い申し上げたいと思います。また、定期人事異動で農業委員会事務局に着任あるいは退任された職員も招待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、当日会費として5千円を集めさせていただきますのでよろしくお願い致します。以上です

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。何かございますか。

○委員（河内委員） はい、行事日程表で前回とどこが違うか分かりますか。

○事務局（小柴事務局長） はい、7月の一番上の薄く印字されているところが追加になりました。

○議長（石坂委員） 他に、ご質問等ございますか。(…)

ないようなので、本日の議事はすべて終了しました。

これにて、「第9回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

午後2時40分閉会